

香芝市子ども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月11日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市規則第57号

香芝市子ども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

香芝市子ども医療費助成条例施行規則（平成3年規則第14号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（証明書の交付申請等）

第3条 条例第4条第1項の規定による証明書の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）及び条例第3条の2第1項の規定により助成金の支給を受けようとする者は、乳幼児・子ども医療費受給資格証交付（更新）申請書兼助成金支給申請書（第1号様式。以下「受給資格証交付申請書」という。）の提出と併せて、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を提供又は資格確認書を添付する方法等（以下「個人番号提供等」という。）により当該子どもが国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は社会保険各法の規定による被保険者等であることの確認を受けた上で、市長に申請しなければならない。

第4条第1項中「前条に規定する乳幼児医療費受給資格証交付申請書又は子ども医療費受給資格証交付申請書（以下「受給資格証交付申請書」という。）を受理した市長は」を「市長は、受給資格証交付申請書を受理した場合は、これを審査し」に、「第2号の2様式」を「第3号様式」に、「第3号様式」を「第4号様式」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 市長は、受給資格証交付申請書の提出がない場合においても、条例第2条に規定する医療費の助成を受けることができる者であることを確認したときは、前項の規定に準じて乳幼児医療費受給資格証又は子ども医療費受給資格証（以下「受給資格証」という。）を交付することができる。

第10条を第12条とする。

第9条中「（第13号様式）に準じ福祉医療システムにより常に必要なデータの管理を行わなければならない」を「を作成し、常に記載内容について整理しておかななければならない」に改め、同条を第11条とする。

第8条の2第1項中「第11号様式」を「第10号様式」に改め、同条第2項中「第12号様式」を「第11号様式」に改め、同条を第10条とする。

第8条第1号中「第8号様式」を「第7号様式」に改め、同条第2号中「第9号様式」を「第8号様式」に改め、同条第3号中「第10号様式」を「第9号様式」に改め、同条を第9条とする。

第7条第1項中「第7号様式」を「第6号様式」に改め、同条を第8条とする。

第6条第1項中「医療の助成の対象となる子どもが乳幼児にあつては乳幼児医療費受給資格証更新申請書（第1号様式）に、医療の助成の対象となる子どもが就学児にあつては子ども医療費受給資格証更新申請書（第1号の2様式）に、当該子どもに係る国民健康保険法に基づく被保険者証若しくは被保険者資格証明書又は社会保険各法に基づく被保険者証、組合員証若しくは加入者証を添え」を「受給資格証交付申請書の提出と併せて、個人番号提供等により当該子どもが国民健康保険法又は社会保険各法の規定による被保険者等であることの確認を受けた上で」に改め、同条を第7条とする。

第5条を次のように改める。

（支給方法）

第6条 条例第3条の2第1項の規定する助成金の支給は、受給資格証交付申請書に基づき支給するものとする。ただし、受給資格証の提示によらない医療に係る助成金の支給を受けようとする者は、子ども医療費助成金支給申請書（第5号様式）に領収書その他一部負担金等を医療機関等で支払ったことが明らかとなるものを添えて市長に提出しなければならない。

第4条の2を第5条とする。

第1号様式から第13号様式までを削り、附則の次に次の11様式を加える。

第 1 号様式（第 3 条、第 7 条関係）

☐乳幼児
☐子ども

乳幼児・子ども医療費受給資格証交付（更新）申請書兼助成金支給申請書

年 月 日

香芝市長

住 所

氏 名

電 話 番 号

香芝市子ども医療費助成条例施行規則第 3 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

乳 幼 児 又 は 子 ど も	現 住 所	☐ 申請者と同じ	続 柄	
	フリガナ		生 年 月 日	
	氏 名		個 人 番 号	
主 た る 養 育 者	現 住 所	☐ 申請者と同じ	乳 幼 児 又 は 子 ど も と の 続 柄	
	フリガナ		生 年 月 日	
	氏 名	☐ 申請者と同じ	個 人 番 号	
加 入 医 療 保 険		別紙のとおり		
申 請 事 由		☐ 出生したため ☐ 転入してきたため ☐ 保険に新たに加入したため ☐ その他（ ） （交付（更新）事由発生年月日 年 月 日）		
☐ 次の全ての事項に同意します。 1 香芝市が本受給資格申請の審査を受けるために必要な所得等の関係公簿等を閲覧及び使用することに同意します。 2 療養の給付等に係る一部負担金について高額療養費の支給を受けることができる場合に、医療機関等が診療報酬明細書及び本医療費受給資格証等の写しを徴し、市長に提出すること。 3 助成金の算定に必要な所得等の情報を閲覧及び使用すること。 4 本医療費助成金の支給について、既に受給した助成金の差額に関する相殺を受けること。 5 その他事務上、市長が必要と認めること。				

振込先	金 融 機 関 名	銀 行 農 協 信用金庫	本 店 支 店 出張所
	預 金 種 別	普 通 ・ 当 座 その他（ ）	口座番号
	フリガナ		
	名 義		

（委任状）
私は、 を代理人と定め、次の権限を委任する。
子ども医療費助成金の受領に関すること。
申請者の住所、氏名（署名又は記名押印）

代理人の住所、氏名（署名又は記名押印）

第 2 号様式（第 4 条関係）

（表）

乳幼児医療費受給資格証						現物	
公 費 負 担 者 番 号							
受 給 者 番 号							
受 給 者	住 所						
	氏 名						
	生 年 月 日						
一 部 負 担 金	通 院	1 レセプトにつき 500 円					
	入 院	1 レセプトにつき 500 円 (14 日以上入院は 1,000 円)					
	調 剤	なし					
有 効 期 間		年 月 日 から 年 月 日 まで					
発 行 機 関 名 及 び 印							
交 付 年 月 日		年 月 日					
(注) 奈良県外での受診、柔道整復・訪問看護以外の療養費は、現物給付方式の対象となりません。 医療保険制度における自己負担額を支払い、領収書を受け取って市町村窓口へ直接申請してください。							

（裏）

注意事項	
1 この証は、電子資格確認等により被保険者等であることの確認を受けて受診した際の医療に係る自己負担支払額について、助成を受けることができる証ですから大切に保持してください。 2 保険医療機関等において診療を受ける場合は、電子資格確認等により被保険者等であることの確認を受ける際に、この証を必ず窓口に提出してください。 3 受給者資格がなくなったときは、速やかにこの証を市町村長に返してください。 4 氏名又は居住地に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて市町村長にその旨を届け出てください。 5 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内に市町村長にその旨を届け出てください。 6 この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。 7 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として処分の対象となります。 有効期限を経過したときは、この証を使用することはできませんので、速やかに市町村長に返してください。	

第 3 号様式（第 4 条関係）

（表）

子ども医療費受給資格証						現物	
公 費 負 担 者 番 号							
受 給 者 番 号							
受 給 者	住 所						
	氏 名						
	生 年 月 日						
一 部 負 担 金	通 院	1 レセプトにつき 500 円					
	入 院	1 レセプトにつき 500 円 (14 日以上入院は 1,000 円)					
	調 剤	なし					
有 効 期 間		年 月 日 から 年 月 日 まで					
発 行 機 関 名 及 び 印							
交 付 年 月 日		年 月 日					
(注) 奈良県外での受診、柔道整復・訪問看護以外の療養費は、現物給付方式の対象となりません。 医療保険制度における自己負担額を支払い、領収書を受け取って市町村窓口へ直接申請してください。							

（裏）

注意事項	
1 この証は、電子資格確認等により被保険者等であることの確認を受けて受診した際の医療に係る自己負担支払額について、助成を受けることができる証ですから大切に保持してください。 2 保険医療機関等において診療を受ける場合は、電子資格確認等により被保険者等であることの確認を受ける際に、この証を必ず窓口へ提出してください。 3 受給者資格がなくなったときは、速やかにこの証を市町村長に返してください。 4 氏名又は居住地に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて市町村長にその旨を届け出てください。 5 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内に市町村長にその旨を届け出てください。 6 この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。 7 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として処分の対象となります。 有効期限を経過したときは、この証を使用することはできませんので、速やかに市町村長に返してください。	

第4号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

香芝市長



医療費受給資格証交付申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった乳幼児・子ども医療費受給資格証
交付申請については、次の理由により申請を却下しましたので、通知します。

理由

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香芝市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第5号様式（第6条関係）

子ども医療費助成金支給申請書

年 月 日

香芝市長

住 所
氏 名
電 話 番 号

香芝市子ども医療費助成条例施行規則第6条第の規定により、 年 月分の助成金について、関係書類を添えて次のとおり申請します。

申請金額 金 円

受 給 者 番 号				受 給 者 氏 名		□申請者と同じ		
加 入 医 療 保 険 の 名 称				加 入 医 療 保 険 記 号 番 号				
□ 登録している口座に振り込んでください。								
振 込 先	支 払 機 関 名		預 金 種 別		口 座 番 号			
	銀行 支店		普通・当座・その他（ ）					
	農協 店 番		フ リ ガ ナ					
	信金		口座名義人					
医 療 等 の 状 況	入 院	次のとおり診療し、自己負担支払額を徴収しました。 所在地 医療機関等 名 称 氏 名 印						
		日数及び期間		総点数		自己負担支払額		
		日 年 月 日～ 年 月 日		点		円		
	外 来 等	1	次のとおり診療し、自己負担支払額を徴収しました。 所在地 医療機関等 名 称 氏 名 印					
			日数		総点数		自己負担支払額	
			日		点		円	
		2	次のとおり診療し、自己負担支払額を徴収しました。 所在地 医療機関等 名 称 氏 名 印					
			日数		総点数		自己負担支払額	
			日		点		円	
		3	次のとおり診療し、自己負担支払額を徴収しました。 所在地 医療機関等 名 称 氏 名 印					
			日数		総点数		自己負担支払額	
			日		点		円	

第 6 号様式（第 8 条関係）

受給資格証再交付申請書

年 月 日

香芝市長

住 所

氏 名

電話番号

次のとおり受給資格証の再交付を申請します。

受給資格証 受給者番号		
受給者	住 所	☐ 申請者と同じ
	氏 名	☐ 申請者と同じ
	個人番号	
申請理由		☐ 紛失 ☐ 破損 ☐ その他（ ）

備考

- 1 破損のため再交付を受ける場合は、破損した受給資格証を添付してください。
- 2 紛失のため再交付を受けた後、紛失した受給資格証を発見したときは、早急に返還してください。

第 7 号様式（第 9 条関係）

住 所 ・ 氏 名 変 更 届

年 月 日

香芝市長

住 所

氏 名

電 話 番 号

住所又は氏名を変更しましたので、次のとおり届け出ます。

受 給 者 番 号	
受 給 者 氏 名	☐ 申請者と同じ
旧 住 所	
新 住 所	☐ 申請者と同じ
旧 氏 名	
新 氏 名	
個 人 番 号	

備考 この届出の際に、受給資格証を提出してください。

第 8 号様式（第 9 条関係）

加 入 医 療 保 険 変 更 届

年 月 日

香芝市長

住 所

氏 名

加入医療保険に変更が生じたので、次のとおり届け出ます。

受給資格証受給者番号											
変更後の 加 入 医療保険	住 所	☐ 申請者と同じ									
	被 保 険 者 氏 名	☐ 申請者と同じ						受給者との続柄			
	保 険 種 別	国(市町村・退・組) 健(協会・組・日)・船・共				本 人 家 族		記 号 番 号			
	保 険 者 番 号 及 び 名 称								保 険 者 の 所 在 地		
変 更 の 年 月 日		年 月 日									
被 保 険 者 資 格 喪 失 年 月 日		年 月 日									

第 9 号様式（第 9 条関係）

資 格 喪 失 届

年 月 日

香芝市長

住 所

氏 名

電 話 番 号

子ども医療費の助成を受ける資格がなくなりましたので、次のとおり届け出ます。

受 給 資 格 証 受 給 者 番 号		
受 給 者	住 所	☐ 申請者と同じ
	氏 名	☐ 申請者と同じ
	個 人 番 号	
資 格 喪 失 の 理 由		
資 格 喪 失 理 由 発 生 年 月 日		

備考 この届出の際に、受給資格証を返還してください。

第 号
年 月 日

様

香芝市長



受給資格登録停止通知書

年 月 日付けで受給資格証を交付した子ども医療費受給資格について、次のとおり登録を停止するので、通知します。

受 給 者 番 号	
受 給 者	
受 給 資 格 登 録 停 止 事 由	
受 給 資 格 登 録 停 止 期 間	年 月 日から上記事項が解消されるまで

備考 本通知受領後、速やかに受給資格証を返還してください。

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香芝市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 1 1 号様式（第 1 0 条関係）

第 号
年 月 日

様

香芝市長 印

受給資格登録停止解除通知書

年 月 日付けで登録を停止した子ども医療費受給資格登録につ
いて、年 月 日付けで登録の停止を解除するので、通知しま
す。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、令和7年12月2日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の香芝市子ども医療費助成条例施行規則の規定により作成されている申請書等の用紙で残存するものについては、改正後の香芝市子ども医療費助成条例施行規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。